

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

平成27年2月3日

計画の名称	1 志摩市における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現(地域住宅計画)		
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）	交付対象	志摩市
計画の目標			

『志摩市の公営住宅等のストック状況を勘案しながら、公営住宅等長寿命化計画の策定に至る背景を整理していく。その経過の中で、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善の推進、長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化等を視野に入れて改善効果を算出し計画策定の目的に沿った整理を図る。』

計画の成果目標（定量的指標）

- ・公営住宅等長寿命化計画策定割合、平成23年度に市内全域588戸が対象(地域住宅計画)
- ・公営住宅等における居住性向上を図る改善工事を実施した住宅の割合、平成24年度から平成27年度において長寿命化計画で想定される整備戸数（356戸）のうち302戸を整備する(地域住宅計画)

定量的指標の定義及び算定式

公営住宅等長寿命化計画策定の割合

市営住宅のうち、居住性向上の改善工事がされた戸数割合
 （市営住宅の改善割合）＝（市営住宅の改善戸数）／（全市営住宅戸数）（％）

定量的指標の現況値及び目標値

当初現況値 (H23当初) 中間目標値 (H25末) 最終目標値 (H27末)

備考

※中間目標は任意

0% 100% 100%

0% 72% 84%

(地域住宅計画)

(地域住宅計画)

全体事業費	合計 (A+B+C)	384.42百万円	A (うちAc)	361.99百万円 (0百万円)	B	0百万円	Ac+C	22.43百万円	効果促進事業費の割合 (Ac+C) / (A+B+C)	5.83%
-------	------------	-----------	----------	------------------	---	------	------	----------	-----------------------------	-------

交付対象事業

A 基幹事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
								H23	H24	H25	H26	H27		
A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)														
1-A1-1	住宅	一般	志摩市	直接	市	公営住宅等ストック総合改善事業	志摩市公営住宅等長寿命化計画策定業務 市内全域 公営・特公賃(512戸分)						250.68	K事業
1-A1-2							長寿命化計画に基づく公営住宅改修工事 改修対象戸数281戸の内227戸の屋根・外壁の改修							
1-A1-3	住宅	一般	志摩市	直接	市	住宅地区改良事業等	志摩市公営住宅等長寿命化計画策定業務 市内全域 改良住宅(76戸分)						111.31	K事業
1-A1-4							長寿命化計画に基づく改良住宅改修工事 改修対象戸数75戸の内75戸の屋根・外壁の改修							
Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)														
A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)														
合計											361.99			

B 関連社会資本整備事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
合計											0					

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
----	----------------------	----

C 効果促進事業

番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H23	H24	H25	H26	H27		
1-C-1	住宅	一般	志摩市	直接	市	-	市営住宅等衛生施設改善事業	排水処理施設の改修	志摩市						18.20	
1-C-2	住宅	一般	志摩市	直接	市	-	市営住宅等解体事業	老朽化住宅の解体	志摩市						4.23	
合計											22.43					

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
1-C-1	排水設備を改修することにより、入居者の衛生、快適性等居住性が向上し、住生活環境の改善が図られる。	
1-C-2	景観や治安上問題のある老朽化の著しい公営住宅を解体することにより、安全面、衛生面等の居住環境の改善が図られる。	

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

計画の名称	1 志摩市における住宅セーフティネットの構築と住生活向上の実現（地域住宅計画）	交付対象	志摩市
計画の期間	平成23年度 ～ 平成27年度（5年間）		
1. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項			
該当なし			
※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。			
2. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項			
該当なし			
※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）			
3. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項			
該当なし			

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。